

②ものづくり都市を担う次世代人材の育成

川崎が将来にわたって発展を続けるには、市内に集積する高度な技術を若者に継承することが必要です。

ものづくり都市を支える優れた技術・技能に対する、市民や若者の理解を醸成し、技術・技能を承継する次世代の人材を育成します。

【第2期の主な取組状況】

かわさきマイスター事業では、市内最高峰の匠である「かわさきマイスター」の募集・選考を行いました。令和2(2020)年度は4名を認定し、これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる75職種・109名のマイスターを認定しました。

また、「かわさきマイスターまつり」等のイベントの開催や、マイスターによる市民向け講習会、小・中学校等での技能体験・講義の実施等を通じ、市民への情報発信、技能奨励・後継者育成に取り組みました。

技能奨励事業では、川崎市技能職団体連絡協議会との連携により、中学生・高校生を中心とした後継者育成事業を実施するとともに、技術・技能が体験できる技能職の祭典「技能フェスティバル」を開催しました。

また、技能振興に貢献した技能職者に対し、令和2(2020)年度は133名を表彰しました。



学校での技能指導



かわさきマイスターまつり

令和2(2020)年度認定 かわさきマイスター

- ・小林 政春氏 造園技能士
- ・清水 達也氏 プラスチック塗装
- ・須山 守氏 そば職人
- ・藤本 智美氏 洋菓子製造



【取組の主な課題】

- 優れた技術・技能は、産業の発展や市民生活の向上に不可欠であり、市民の技能職に対する理解をさらに促進し、技能を尊重する機運を高めるとともに、技能職者の安定的な事業継続につながる取組が必要です。
- 技能職者を目指す若者が減り後継者が不足するなど、技術・技能の継承が課題となっていることから、継続的な技能振興の取組が求められています。
- 特に優れた技術・技能を持つ技能職者を認定する「かわさきマイスター」制度等を通じて、技能職者の社会的、経済的な地位向上を図るとともに、イベントや講習会、技能体験を通じた情報発信により市民理解の醸成を図るなど、技能奨励の取組が必要です。

取組の方向性

イノベーションの向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

- ◇技能職団体との取組強化による技能職者の技術・技能の向上や後継者の育成
- ◇市内の優れた技術・技能職者の情報の発信

【第3期での主な取組内容】

- 技能職団体の活動を支援し、技能職者の技術・技能の向上や後継者の育成等を推進します。
- 特に優れた技術や卓越した技能を有する技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、優れた技術・技能を奨励するとともに、「かわさきマイスター」と連携した実演イベントの開催等を通じ、技術・技能の普及や振興、後継者の育成に取り組みます。



- 生活文化会館(てくのかわさき)を拠点とし、技能職者の技術・技能水準の向上に資する取組を推進します。また、様々な技術・技能を学ぶ講座の開催等を通じ、市民生活の向上に寄与するとともに、技術・技能への理解の醸成を図ります。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
かわさきマイスターのイベント 出展等の活動回数	—	38 件 (令和2(2020)年度)	102 件以上 (令和3(2021)年度)	106 件以上 (令和7(2025)年度)

(3) 誰もが働きやすい環境づくりの推進

市内中小企業の人手不足の深刻化による生産性や競争力の低下が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による市内中小企業の経営環境や雇用・労働環境への影響は甚大であり、生活様式や働き方にも大きな変化が求められる状況である。働きやすい環境の整備や生産性革命の推進を通じ、市内中小企業等の生産性の向上・競争力の強化を図るとともに、勤労者施策を充実し、勤労者福祉の向上に取り組めます。

①新しい働き方に対応した働き方改革の推進

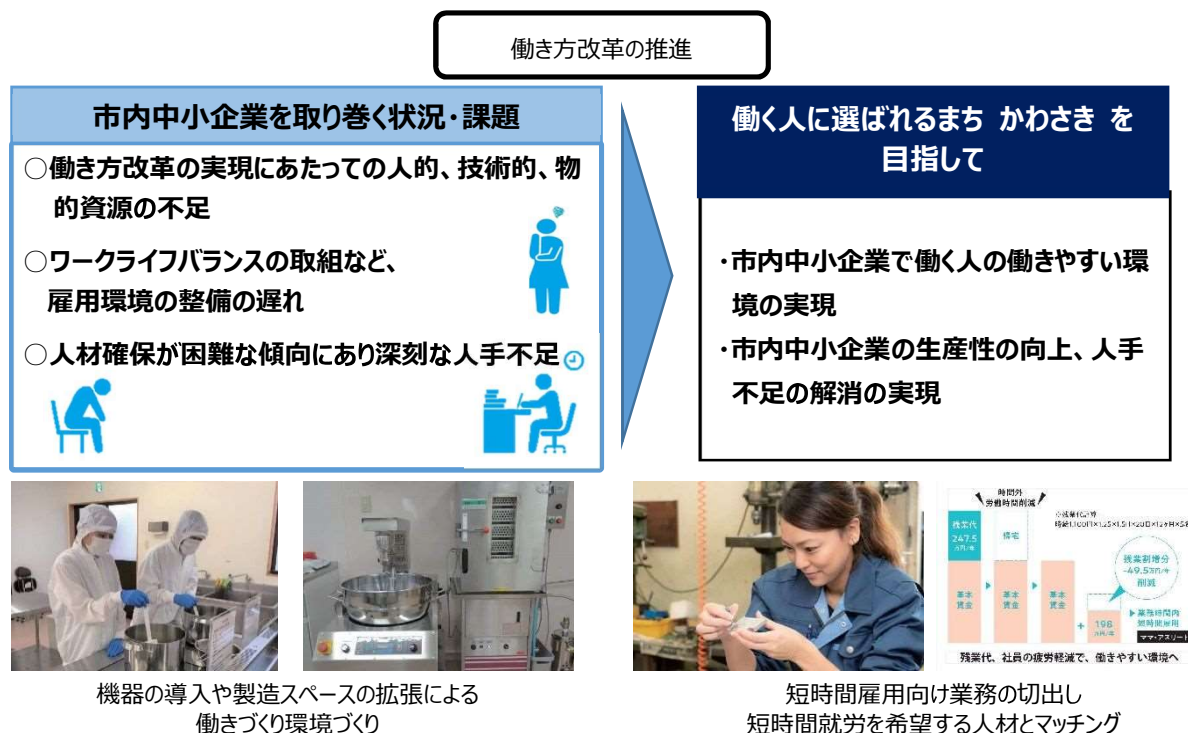
市内中小企業の働き方改革の取組、新型コロナウイルス感染症対策による職場の環境改善の取組等を支援し、働く人の働きやすい環境づくりと中小企業の人手不足の解消を図ります。

【第2期の主な取組状況】

市内中小企業等の働き方改革の取組を推進するため、「働き方改革による中小企業活性化プロジェクト」として、モデル事業や個別相談会等を実施しましたが、平成30(2018)年度に市内の関係機関との連携組織「川崎市働き方改革・生産性革命推進プラットフォーム」を設置し、補助事業と伴走型支援を一体的に実施することで、幅広い業種の中小企業の働き方改革を推進するとともに、その取組事例を発信しました（生産性向上の取組についてはP85参照）。

「働き方改革」支援相談窓口を設置し、市内中小企業における雇用環境の改善や人材確保に向けた就業規則・労働環境の整備等の「働き方改革」への取組を支援しました。

新型コロナウイルス感染症対策として行う、職場環境改善のための設備等の導入の支援を実施し、市内中小企業者等の事業継続及び経営基盤の確保を図りました。



【取組の主な課題】

- 国を挙げた働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入など新しいワークスタイルへの対応が求められており、生産性向上・働き方改革の視点での取組を推進し、従業員の働きやすい環境と企業の収益性の向上の両立を図る必要があります。

取組の方向性【◆は第3期のポイント】

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

◆ICT やデジタル技術等を活用した、働きやすい環境改善支援及び働き方改革の推進

【第3期での主な取組内容】

- 市内中小企業の ICT やデジタル技術の活用等による中小企業の働き方改革や人材確保を推進するため、関係機関と連携し、「意識醸成・掘り起こし」「実践・導入促進」「広報・普及促進」の3つ視点から企業支援の体制・基盤を構築し、幅広い業種に対して相談や補助などを通じて支援を行います。
- 市内中小企業の働きやすい環境づくりを支援する相談窓口を設置するとともに、専門アドバイザーを派遣し、課題の解決等の支援に取り組みます。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
中小企業における常用労働者一人当たり平均の年次有給休暇消化率 80% 以上の事業者割合*	—	15.7% (令和2(2020)年度)	—	20%以上 (令和7(2025)年)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

②勤労者福祉の向上

市内中小企業の勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、勤労者の福利厚生の実施を図ります。

【第2期の主な取組状況】

金融機関に貸付原資を預託し、生活、教育、能力開発、医療費等の資金を勤労者に低利で融資する「勤労者生活資金貸付制度」の運営を行うことで、勤労者の生活の安定と向上を図りました。

川崎市勤労者福祉共済「かわさきハッピーライフ」を運営し、個々の事業所では行いにくい福利厚生事業、給付事業等を実施することで、市内中小企業の福利厚生の実施を図るとともに、制度の安定運営を図るため会員増加に取り組み、令和2(2020)年度末における会員数は11,893人、事業所数は1,424事業所となりました。



「かわさきハッピーライフ」
ガイドブック
(年1回発行)



「かわさきハッピーライフ」
会報誌
(年6回発行)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、川崎市立労働会館(サンピアン川崎)の利用休止、利用人数及び利用時間の制限などが生じましたが、「労働学校」や「資格取得準備セミナー」など勤労者のためのセミナーを開催することで勤労意欲の向上を図りました。

【取組の主な課題】

- 中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いていることから、中小企業で働く勤労者の福利厚生の実施を図り、働きやすい環境を整えるため、福利厚生施策を推進していく必要があります。また、勤労者福祉共済の会員数は、事業所・従業員ともに減少傾向であり、安定的な事業運営に向けた会員の確保や事業内容の見直しが必要です
- 川崎市教育文化会館の市民館機能を川崎市労働会館に移転する再編整備について、整備後の施設が「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点」となるように、適切な施設・設備の改修を行うとともに、「富士見周辺地区整備推進計画」に基づく取組等の関連施策と連携しながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供方法等の検討が必要です。
- 勤労者生活資金については、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向であることから、預託金融機関と連携し、制度の活用メリットの情報発信などにより活用促進を図る必要があります。

取組の方向性

イノベー ション 生産性 の向上 誰もが 活躍 経済の 安定・ 好循環 強靱な 企業

- ◇市内中小企業に従事する勤労者の福祉の増進による勤労意欲の向上
- ◇勤労者の健全な発達による働きやすい職場づくりの支援

【第3期での主な取組内容】

- 勤労者福祉共済事業について、市内の飲食店や商業施設等と連携したサービス内容の充実に取り組み、市内中小企業等の勤労者の福利厚生サービスの向上を推進するとともに、市内金融機関や関係団体と連携し、会員数の増加を図ります。また、勤労者福祉共済の安定的な運営に向けた事業の効率化等を推進します。
- 労働会館の管理運営を行う指定管理者と連携し、施設周辺の町内会、企業、団体等への広報を強化し、会館の認知度を高め、施設の利用率向上を図ります。また、再編整備基本計画を推進し、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化モデル事業として、大規模改修や予防保全等による施設・整備の改修を計画的に実施します。
- 預託金融機関と連携し、勤労者生活資金貸付制度の運用推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた効果的な福祉セミナーを開催することで、中小企業の働き方改革に係る取組を支援します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合	67% (平成26(2014)年度)	76.8% (令和2(2020)年度)	75%以上 (令和3(2021)年度)	80%以上 (令和7(2025)年度)
勤労者福祉共済の新規加入者数	—	231人 (令和2(2020)年度)	420人以上 (令和3(2021)年度)	440人以上 (令和7(2025)年度)
勤労者福祉共済の新規加入事業者数*	—	31者 (令和2(2020)年度)	—	42者以上 (令和7(2025)年度)

*第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(1) 市内企業の国際化支援

国内外の社会経済環境の変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、コロナ禍で普及拡大したオンラインを活用した販路開拓等新たなビジネス様式にも対応し、海外展開を目指す市内企業を支援します。

また、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)や独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)等、関係機関との連携を促進します。

① 市内中小企業の海外展開支援

拡大する ASEAN 等多様な地域や、製造業以外も含めた様々な業種の市内企業の海外展開を支援します。また、海外展開の目的は、販路拡大以外のほか、代理店及び製造委託先の開拓、業務提携等、多様なニーズがあることから、これらに幅広く対応していきます。

市内企業のニーズ等に応じて情報を提供するほか、市内企業が参加しやすい国内での商談機会を創出します。また、ジェトロや中小機構等の関係機関と連携しながら、総合的な支援体制により海外展開支援を実施していきます。

【第2期の主な取組状況】

平成 25(2013)年に開設した「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS:Kawasaki Overseas Business Support Center)」では、ジェトロや中小機構等関係機関や専門コンサルタント等と連携し、専門コーディネーター3名による市内企業の海外展開に係るステージに合わせたワンストップサービスを提供しました。



KOBS コーディネーター

また、市内企業の関心が高い ASEAN 等の地域を中心に、海外での展示会や商談会への出展・参加等を通じ、市内企業の海外への販路開拓等海外展開支援を進めました。

平成 30(2018)年度に実施した「川崎市内企業の海外展開に関するアンケート調査」(回答数 1,338 社)で、市に求める施策として「現地情報の入手」「現地のパートナーの発掘」などの回答が多く、海外展開を希望する企業は製造業以外にも多岐に渡ること、また展開希望国も多様であることから、令和元(2019)年度にこれらの結果を踏まえた、海外現地の事前調査や展示会出展等への助成を行う海外展開支援事業補助金の創設や実施対象地域を拡大した海外ビジネスマッチング等、新たな施策を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により海外渡航も困難となったことから、海外展開に求められる手段も大きく変化したことに合わせ、オンラインでの商談会、国際的な電子商取引(越境 EC)等に関する支援など、新たなビジネス様式に対応した施策を進めました。

【取組の主な課題】

- 海外販路の開拓等海外展開に向けた機会の創出や情報の提供に向け、「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)」では、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内企業の海外展開に係るステージに合わせたサービスをワンストップで提供しています。引き続き、より専門性の高い内容に関する支援等について、ジェットロ等の関係機関と連携して総合的な支援を行っていくことが求められています。
- 商談会等による支援企業の業種やその海外展開に関する目的も販路開拓だけではなく、製造委託先や現地代理店の開拓、その他提携先等様々であり、個々の企業の多様なニーズに対応した支援を継続していく必要があります。
- コロナ禍を機に拡大したオンラインによる商談会や展示会、市場自体が拡大している越境ECの手法は、国内にいながら海外企業とのビジネスマッチングを可能とし、費用面や人的にも比較的負担が少ないことから、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、有効な海外展開の手法として継続していくと想定されるため、引き続き、オンライン等を活用したウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援を実施していくことが求められています。
- 一方、より密度の高い情報収集が行える現地調査やサンプル等を用いた対面での商談等従来の手法も効果的であるため、新型コロナウイルス感染症の動向や世界情勢、市内企業のニーズ等を見極めながら、オンラインと両面で継続した支援を行っていく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇ジェットロ、中小機構等の関係機関や海外経済機関、商社、金融機関等、多様な主体との連携による海外展開の支援
- ◇多様な業種や企業ニーズに対応した海外展開支援の実施
- ◆オンラインによる海外現地企業との商談等、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援の実施
- ◇世界情勢等に応じた従来型手法による効果的な海外展開支援の実施

【第3期での主な取組内容】

- 海外販路の開拓等海外展開に向けた機会の創出や情報の提供に向け、「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)」において、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内企業の海外展開に係るステージに合わせたサービスを提供し伴走支援を行います。より専門性の高い内容に関する支援等について、ジェットロや中小機構の関係機関や海外経済関連機関、商社、金融機関等、多様な主体との連携による総合的な支援を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、海外現地の状況も変化し多様化していることから、これらに関する情報提供も進めていきます。

- 製造業以外も含めた多様な業種への支援や、海外展開に関する目的も販路開拓だけではなく、製造委託先や現地代理店の開拓、その他提携先等様々であることから、これら個々の企業の様々なニーズに対応した支援を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により増加したオンラインによる商談や展示会、市場自体が拡大している越境 EC の手法は今後も有効な海外展開の手法として見込まれるため、引き続き、これらオンライン等の活用によるウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の動向や世界情勢を見極めながら、より密度の高い情報収集が行える現地での調査やサンプル等を用いた対面での商談等の手法も効果的であるため、オンラインと並行して現地での支援を実施します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数*	581 件 (平成 26(2014)年度)	371 件 (令和 2(2020)年度)	800 件以上 (令和 3(2021)年度)	800 件以上 (令和 7(2025)年度)

* 件数には「川崎国際環境技術展」等におけるビジネスマッチング数を含みます。平成 28(2016)年度の実績が第3期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

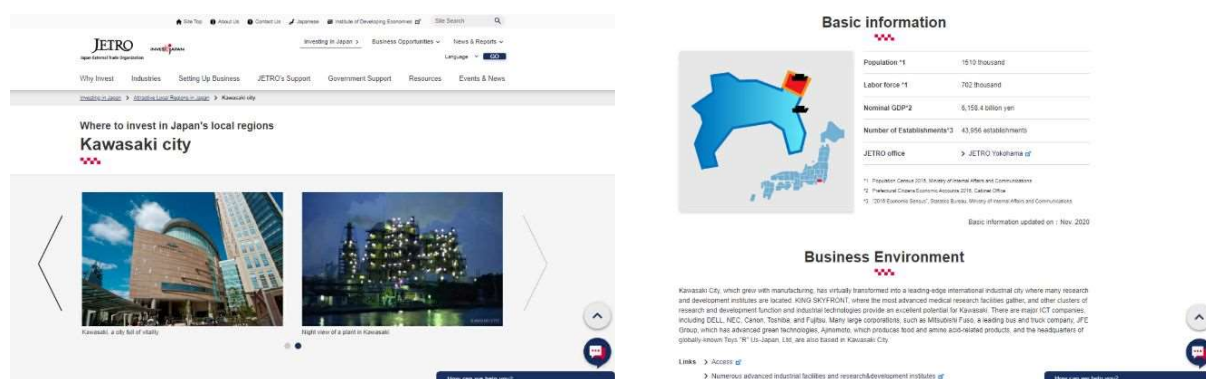
②外資系企業への本市関連情報の提供

ジェトロ等の関係機関との連携による機会や、海外商談会や海外からの来訪時等の機会を捉え、地理的な優位性を有する本市のビジネス環境等の情報発信を行います。

【第2期の主な取組状況】

海外から本市への投資を呼び込むため、首都圏の中央部に位置する地理的優位性や羽田空港への近接性、国際戦略港湾としての川崎港等の強み、さらに製造業や研究開発機関等の産業集積等について、海外からの来訪者へのプレゼンテーションや海外での展示会出展を通じ、効果的な情報発信を行いました。

ジェトロ等の関係機関や神奈川県、横浜市等の関係自治体との定期的な連絡会を開催するなど連携を促進し、外資系企業に対して市内インキュベーション施設等に関する情報提供等を行いました。



ジェトロ地域進出支援ナビ

【取組の主な課題】

- 海外から本市への投資を呼び込むには、首都圏の中央部に位置する本市の地理的優位性や羽田空港・川崎港等の交通アクセスの利便性、企業・研究開発機関等の産業集積等について、効果的な情報発信を行い、国際的知名度を高める必要があります。
- 外資系企業等に対し、ジェトロ等との関係機関や神奈川県等の関係自治体との連携により、本市のビジネス環境等についてプロモーションを実施していく必要があります。

取組の方向性

イノベー ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
-------------	------------	-----------	-------------------	-----------

◇ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた外資系企業等への本市のビジネス環境の情報発信

【第3期での主な取組内容】

- ジェトロ等の支援機関や神奈川県等の関係自治体など、多様な主体とのさらなる連携を促進します。
- 外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉え、本市の優れたビジネス環境をPRし、外資系企業等の投資を促進します。

(2) 環境ビジネスの海外展開の支援

本市に蓄積する優れた環境技術や製品を広く情報発信するとともに、国際的なビジネスマッチングの機会を提供することにより、海外への環境技術の移転を促進します。

① 環境技術の移転による環境産業の振興

本市には、環境問題の克服に取り組むこれまでの過程で培われてきた、優れた環境技術が集積しています。その本市の特徴・強みである環境産業を振興するとともに、環境技術を活かして海外の環境問題の解決を目指す市内企業を支援します。

【第2期の主な取組状況】

本市に蓄積する優れた環境技術を展示し、国際的な商談会を行う「川崎国際環境技術展」を開催するなど、ビジネスマッチングの機会を創出するとともに、そこから生まれた成果のフォローアップを強化し、海外への環境技術の移転促進に取り組みました。海外関係者と参加企業を繋ぐマッチング施策として、国際連合工業開発機関(UNIDO)と連携し、誘致した各国大使館関係者に向けた場内視察ツアーを実施しました。効果的な開催のため、平成30(2018)年度には会場をとどろきアリーナからカルッツかわさきへと変更し、令和元(2019)年度には開催時期を例年の2月から11月に変更して実施しました。



技術展会場の様子



UNIDO ツアー

また、令和2(2020)年度については、上記従来の目的を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症によって失われた営業機会や需要回復を図り、グリーン・リカバリーへの意識醸成や新たなビジネスモデル(デジタル化等)への意識転換を促進するため、「川崎国際環境技術展」を初のオンライン展示会として開催しました。時間や場所の制約がなくなるため、国内外からのアクセスが容易になるオンラインの特性を活かし、出展者・来場者の情報収集の効率化を図りました。WEB 会議サービスを活用した商談ルームを設置し、ビジネスマッチングの促進を図るとともに、従来の視察ツアーの代わりに「バーチャル UNIDO ツアー」を実施し、令和元(2019)年度以上の大使館関係者に参加いただき、出展企業の紹介等を行いました。

令和3(2021)年度については、引き続きオンラインで開催し、令和2(2020)年度の開催結果を踏まえ、出展者と来場者のコミュニケーション不足等の課題を解消すべく、オンライン展示会の参加者等を対象に、リアルでの商談会も開催し、ビジネスマッチング創出拡大に努めました。



オンライン展示エントランス



オンライン展示 展示ブース



バーチャル UNIDO ツアーの様子

また、グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトとして、環境省の補助事業等を活用し都市間連携事業に取り組みました。一例として、インドネシア国ジャカルタ特別州に対し、本市脱炭素・循環型社会構築に係る経験やノウハウの共有等を通じ、脱炭素社会実現に向けた施策への支援及び JCM 事業(二国間クレジット)のプロジェクト形成に取り組みました。

JCM(二国間クレジット制度)都市間連携事業のイメージ



世界に広がる川崎の環境技術

市内企業を持つ優れた環境技術や川崎市の行政ノウハウを活用して、世界の環境問題解決に貢献する取組を展開しています。



【取組の主な課題】

- 脱炭素化やSDGs等、世界的な環境意識の高まりから、環境技術を活用した海外展開への重要性がますます高まっており、こうした動きを市内企業のビジネスチャンスと捉え、本市に蓄積した環境製品・技術等を広く国内外に情報発信するとともに、市内環境産業の活性化に繋げていくことが必要です。
- 市内環境産業の競争力強化と脱炭素化の両立に向けた、新たな技術や設備投資等を呼び込むオープンイノベーションの実現が求められています。
- 川崎国際環境技術展については、状況やニーズに応じて、開催手法の検討が必要です。

取組の方向性【◆は第3期のポイント】

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◆「川崎国際環境技術展」等での脱炭素やSDGs等の情報発信やビジネスマッチングの推進
- ◇次世代技術を活用した成長産業分野での最先端技術・サービスの創出

【第3期での主な取組内容】

- 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じて、JCMなど国補助事業も活用しながら、都市間連携事業として本市の脱炭素・循環型社会構築に係る経験やノウハウの共有等を図るとともに、市内企業の海外ビジネス機会の創出と、市内環境産業の活性化に繋げていきます。
- かわさきグリーンイノベーションクラスター、川崎国際環境技術展、及び中小企業への意識醸成事業等の環境産業に関する施策を一体的に取り組むことで、市内事業者全体の脱炭素化への取組拡大を図ります。
- 川崎国際環境技術展等の実施により、幅広くビジネスマッチングを創出し、そこから生まれた脱炭素化実現などに資するプロジェクトの芽を軌道に乗せ、事業化に向けた取組支援を進めます。また、川崎国際環境技術展等を通じてその成果を発信していくことで、市内事業者への環境ビジネスへの参入促進を図ります。
- 川崎国際環境技術展については、一層有意義なマッチングや環境啓発のイベントとするため、開催毎に時流を踏まえたテーマ設定をするとともに、オンライン活用等も取り入れた効果的な開催手法を検討します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数*	581 件 (平成 26(2014)年度)	371 件 (令和 2(2020)年度)	800 件以上 (令和 3(2021)年度)	800 件以上 (令和 7(2025)年度)

* 上記件数には「川崎市海外ビジネス支援センター」等におけるビジネスマッチング数を含みます。

* 平成 28(2016)年度の実績が令和 3(2021)年度の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大



(1) 川崎の特性を活かした観光の振興

全国的な人口減少や少子高齢化が課題となっている中、交流人口の増加は市内消費やビジネスチャンスの拡大につながることから、地域経済の活性化を目指すとともに、令和6(2024)年度に市制100周年を迎えるため、本市のさらなる魅力向上に向け、川崎の特性を活かした観光の振興に取り組みます。

また、競輪・競馬事業について、効率的な事業運営により、一般会計への繰出金をさらに確保するため、一層の収益拡大に取り組みます。

①観光・集客型産業の振興

平成28(2016)年2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、集客力のある観光資源の発掘・創出に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた国内外の観光客の誘客を推進するため、市内の観光資源の積極的なプロモーションに取り組みます。

【第2期の主な取組状況】

平成28(2016)年2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、インバウンド施策を効果的に推進するため、近隣自治体等との連携により外国人観光客の誘客を促進するとともに、外国人観光客の動態分析や、外国人観光客向けツアー、観光ボランティアの検討、SNSなどによる定期的な情報発信などに取り組みました。

JR 川崎駅北口通路に開設されている「川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)」では、本市の多彩な観光資源の魅力を発信するための大型ディスプレイでの表示や、かわさき名産品のPRを行った他、英語・中国語にも対応するコンシェルジュが常駐し、日本政府観光局より令和元(2019)年度の「ステキな施設の認定案内所」に選ばれました。

またオンラインでの取組として、令和元(2019)年度にはフォロワー数約33万人のフランス人インフルエンサーを招聘し、令和2(2020)年度にはコロナ禍で海外旅行の行き来が止まる中でも、中国、香港、台湾、タイの在日インフルエンサー等を活用し、生田緑地や工場夜景等の本市の魅力をPRすることで観光需要の繋ぎ止めに取り組みました。



フランス人インフルエンサーを活用した
市内観光スポットの情報発信

観光施設等がこれまで効果的に活用していなかった夜の時間帯に集客や消費を取り込むことで市内の経済活動を活性化させるナイトタイムエコノミーの事業については、新型コロナウイルス感染症の状況により、デジタルマーケティングや受入環境の整備など実施可能な事業を見極めた上で取り組み、将来的な外国人観光客の誘客に向けた下地作りを進めました。

【取組の主な課題】

- 羽田空港の外国人入国者数は、平成30(2018)年には400万人を超えるなど、訪日外国人は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として、国境を跨ぐ往来が停止されたことにより、令和2(2020)年は4万人に留まりました。特に観光目的の国際的な移動に制約が続いており、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要があります。
- 訪日外国人の入国が停止されている一方で、コロナ禍においても外国人向け SNS のフォロワー数は増加しており、観光需要そのものが減少したものではないと考えられることから、SNS や動画配信等を活用した海外向けの情報発信を継続していき、インバウンド復興期に向けた下地作りが必要になっています。
- 外国人の中でも日本に住んでいる在留外国人に着目し、動態分析をして実態を適切に把握した上で、今後のプロモーションを検討する必要があるとともに、在留外国人自らが情報発信することで、自国のネットワークへの波及効果を期待できるような流れを作る必要があります。
- 平成30(2018)年2月に供用を開始した「川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)」等をさらに効果的に活用することにより、本市の多彩な観光資源の魅力を発信し、本市への観光客の増加や観光消費の拡大につなげることが必要です。
- 外国人を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を整備するため、幅広い関係者と連携して地域の受入態勢を強化する必要があります。

Discover Kawasaki is at 川崎市夢見ヶ崎 動物公園
★ Favorites · May 11 · Kawasaki ·
Today's report from Kawasaki City!
How about relaxing with animals far fro... See More



Facebook や YouTube での
情報発信

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◆ SNS 等を活用した本市の多彩な観光資源の魅力発信
- ◇ 将来的な訪日外国人観光客の誘客に向けた中長期的な取組の推進
- ◆ ナイトタイムエコノミーの推進による経済活動の喚起
- ◇ 誰もが観光できる環境づくりの促進
- ◇ 観光関連団体、事業者、市民活動グループ等とのさらなる連携による観光振興の推進

【第3期での主な取組内容】

- ホームページやパンフレット、SNS の活用などによる情報の発信や「川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)」における観光案内の提供等、多様な広報を実施します。



川崎駅北口行政サービス施設
(かわさき きたテラス)

- 近隣自治体等との連携により、外国人観光客の誘客を促進するとともに、外国人観光客の動態を分析し、その結果を踏まえた施策を展開します。
- 市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するため、市民・事業者・行政が一体となってかわさき市民祭りを開催するほか、「はいさいフェスタ」や「水曜ナイトライブ in LAZONA」など、民間事業者が主体となるイベント等と連携した取組を推進します。
- UD タクシー等を活用し、誰もが安心して旅行を楽しむことができる、市内周遊観光の取組を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じたナイトタイムエコノミーを推進し、夜間の訪日外国人の消費も引き込むことで、市内経済の活性化に繋がります。
- 訪日外国人をはじめ、市内を訪れる旅行者等が快適に観光できる環境の整備に向けて、庁内関係局や関係機関と連携した取組を推進します。



UD タクシー

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
主要観光施設の年間観光客数	1,504 万人 (平成 26(2014)年)	1,246 万人 (令和 2(2020)年)	1,856 万人以上 (令和 3(2021)年)	2,100 万人以上 (令和 7(2025)年)
宿泊施設の年間宿泊客数	178 万人 (平成 26(2014)年)	140 万人 (令和 2(2020)年)	198 万人以上 (令和 3(2021)年)	210 万人以上 (令和 7(2025)年)
宿泊施設の年間宿泊客数 (外国人)*	15 万人 (平成 26(2014)年)	6 万人 (令和 2(2020)年)	23 万人以上 (令和 3(2021)年)	25 万人以上 (令和 7(2025)年)

*年間宿泊客数(外国人)の平成 28(2016)年度の実績値が、第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更しています。

② 観光資源の魅力向上

本市には、産業観光や生田緑地等、多彩な地域資源が数多く点在しており、これらの特色ある集客資源をネットワーク化することで、新たな観光資源を生み出し、周遊性を高めます。

また、本市は、令和6(2024)年度に市制100周年を迎えるため、それを契機とし、さらなる魅力向上に向けた取組を推進します。

また、観光資源の1つである競輪・競馬事業のイメージアップや集客力の向上、大規模イベント等を通じた市内産業の活性化を図ります。

【第2期の主な取組状況】

市内の産業観光施設や工場夜景と、ミュージア川崎シンフォニーホールやかわさきジャズ、カワサキ・ハロウィン、フォトウェディングなど、異なる分野と連携したツアー等の取組を実施しました。

本市の特性である産業観光を活かして、教育旅行の誘致活動を実施しました。

また、三重県四日市市、福岡県北九州市など他自治体と連携して、「全国工場夜景カード」の発行や、「全国12大工場夜景パンフレット」を制作し、全国へ工場夜景の魅力を発信しました。

令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、オンラインにより、10年ぶりに本市において「全国工場夜景サミット」を開催しました。



ジャズクルーズ



第11回全国工場夜景サミット

競輪事業については、平成22(2010)年に策定した「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、「富士見公園との一体感を感じられる空間づくり」や、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をメインコンセプトとした施設の再整備事業を推進しました。また、民間ノウハウを活用して、安定的な競輪事業の確立や市民に親しまれる競輪場づくりを推進するため、競輪開催業務をはじめ日常業務の補助なども含めた、複数の業務を一括して民間事業者に委託する包括的な業務委託を平成29(2017)年度から導入しました。また、新たなファン開拓事業として、競輪初心者教室やガールズケイリン、バックヤードツアー、企業協賛冠レース等を実施し、競輪の魅力をアピールしました。

競輪・競馬事業の収益については、令和2(2020)年度は、一般会計へ21億5千万円の繰り出しを行い、義務教育施設整備事業等に活用しました。

【取組の主な課題】

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客の激減、広域の国内旅行が減

少し、近隣への観光、いわゆるマイクロツーリズムの機運が高まっていることから、市民や近隣住民をターゲットとして、産業観光や生田緑地など、本市の特性を活かした観光振興を図るとともに、市内南北の周遊を高める必要があります。

- 本市の特性である産業観光を活かした教育旅行の誘致活動やプロモーションを推進し、観光客の誘客につなげる必要があります。
- 全国の工場夜景都市を推進する都市と連携して、工場夜景の魅力を世界へ発信する必要があります。
- 本市では、川崎を拠点に活躍しているトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定しており、スポーツイベントを通じた賑わいやまちの活性化による市内産業の振興も期待されます。
- 競輪事業は、ミッドナイト競輪の開催やインターネット発売の売上増加により車券売上額はやや回復傾向にあり、収益向上を目指してさらなる施策を展開していく必要があります。
- 競輪は、サイクルスポーツとしての認知度が上がっており、女性や若者、訪日外国人旅行者等、新たなファン層の拡大に向け、イメージアップを図っていく必要があります。
- 平成 22(2010)年に策定した「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、富士見公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備に取り組んでおり、今後も既存施設の維持修繕工事を計画的に実施する必要があります。
- 競馬事業について、平成 27(2015)年度以降、収益配分金を繰出しており今後も引き続き神奈川県と連携し、競馬事業の経営の安定化を支援する必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた安全安心な観光機会の創出
- ◆本市の産業の強みを活かしたマイクロツーリズム及びプロモーションの推進
- ◇「かわさきスポーツパートナー」と連携した取組の推進
- ◇競輪事業等の持続可能な運営に向けた取組の推進

【第3期での主な取組内容】

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、市制記念花火大会などのイベントの取組や、産業観光等の本市の強みを活かした川崎市民や近隣住民をターゲットとしたマイクロツーリズムを推進します。
- 産業観光ツアー、工場夜景ツアーを引き続き推進するとともに、全国各地への教育旅行誘致活動を実施します。
- 国内外から観光客を誘客できるよう、全国の工場夜景を推進する都市と連携した取組を推進します。
- SNS等を活用して、市内各所の多彩な観光資源を効果的に発信することにより、観光客の市内回遊性の向上や滞在時間の延長を促し、商品・サービス等の購買につなげます。
- 川崎を拠点としているスポーツチームと連携したツアーやイベント等の取組を推進し、観光客の誘客やまちの賑わいにつなげます。



- 競馬場での大型イベントの開催状況

指 標	計画策定時	現 状	第 2 期計画期間 における目標値	第 3 期計画期間 における目標値
工場夜景・産業観光ツアーの 年間参加者数	6,600 人 (平成 26(2014)年度)	900 人 (令和 2(2020)年度)	8,100 人以上 (令和 3(2021)年度)	9,200 人以上 (令和 7(2025)年度)
競輪事業の一般会計繰出金*	—	1.4 億円 (令和 2(2020)年度)	—	1.4 億円以上 (令和 7(2025)年度)

139

(2)川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進

「川崎市コンベンションホール」を拠点とし、先端分野の企業や研究機関の集積が進む本市の特性を活かした研究者、技術者等の交流機会となる国際会議や学術会議等の MICE の受入を推進するなど、ビジネス交流を促進します。

①MICE 受入の推進

「川崎市コンベンションホール」を拠点とし、施設周辺に集積する大手企業や、今後さらなる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流を促進し、イノベーションの創出を図ります。

【第2期の主な取組状況】

中原区の武蔵小杉駅の近隣に、オープンイノベーション等を促進する交流拠点の形成を目指し、魅力あるコンベンション施設として川崎市コンベンションホールが、平成 30 (2018) 年 4 月に開館しました。

川崎市コンベンションホールは、産業交流施設の管理運営に関する実績・ノウハウを活かした、効率性、収益性の高い運営等を行うとともに、全国規模の企業や団体等とのネットワークと優れた営業力を活かした、施設利用者の効果的な誘致とリピート利用者の獲得を期待して指定管理者制度を導入し、開館後、施設周辺の大手企業や多様な企業、団体の利用が着実に根付きつつあり、リピーターになる企業も出てきています。

また、先端科学技術分野の研究機関が集積する本市の特性を活かし、市内の企業・研究機関の連携促進や同じ地域内で活躍する研究者・技術者の交流促進を図るため、科学技術分野の第一線で活躍する著名人を講師に迎えた「かわさき科学技術サロン」を開催しました。

「新川崎・創造のもり」においては、大学・企業の研究者が多数活動する特徴を活かし、ナノ・マイクロ技術やロボット、ライフサイエンス分野など先端科学技術をテーマに中小企業等を対象としたセミナーやビジネス交流会を開催しました。



川崎市コンベンションホール(外観)



川崎市コンベンションホール(内部)

【取組の主な課題】

○企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、連携を促進し、地域経済の活性化その他の地域の活力向上に寄与することを目的として「川崎市コンベンションホール」を平成 30 (2018) 年 4 月に開館後、当初稼働率は低かったものの

着実に稼働率を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、再び、稼働率が下がっており、利用者への再周知や新たな顧客開拓に向けた取組が必要です。

- 本ホールの設置を契機に、本市でも MICE を都市競争力向上のツールとして認識し、活用を進めるため、国際会議・学術会議・講演会・式典から展示会・イベント・パーティなど、利用者の多様なニーズに応じた柔軟な対応が必要となります。
- 東京、品川、新宿、渋谷、横浜などの主要ターミナル駅や羽田空港からの高い交通利便性を誇る武蔵小杉駅から徒歩4分に立地することから、国内外からのコンベンションの誘致が可能であり、積極的な誘致を進め、地域の活性化につなげることが求められています。
- かわさき科学技術サロンは、年3回(令和2(2020)年度はコロナの影響で2回)開催しているが、参加者の一部が固定化し、特に若手の参加者が少なく、先端的な分野の講演のみとなることが多いことから、具体の交流や連携を促進するため、幅広い技術者等の参加を促し、シーズとニーズの出会いの場となるよう、取り組む必要があります。



かわさき科学技術サロン

取組の方向性

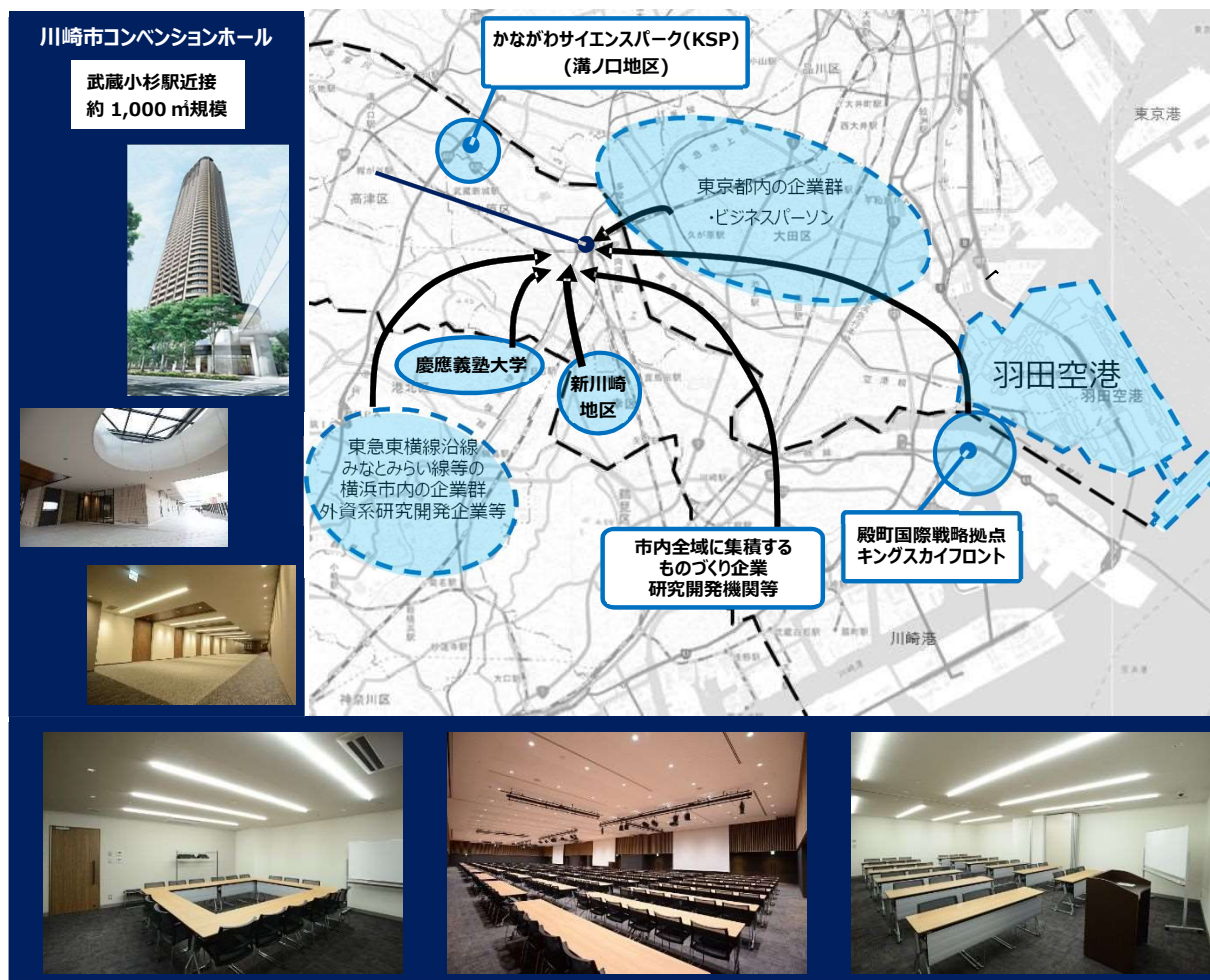
イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇産官学、宿泊・観光施設、近隣自治体等との連携による MICE 受入の推進
- ◇外国人、高齢者、障害者等、多様な利用者を想定したコンベンション・コンサルティング・サービスの提供
- ◇世界情勢等に対応した外国人ビジネス客へのプロモーションの促進
- ◇川崎市コンベンションホールを拠点とした産業交流の促進に向けたコンベンション誘致の推進

【第3期での主な取組内容】

- 川崎市コンベンションホールは、指定管理者による管理運営により、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、利用者の多様なニーズに即した民間ならではの専門的かつ柔軟なサービスを提供します。
- 川崎市コンベンションホールは、交通利便性の高い立地を活かし、コロナ禍で離れた顧客が戻り、より多くの企業、研究機関、市民等が利用し地域の活性化につながるよう積極的な誘致を進めます。
- 川崎市コンベンションホールは、災害時等における帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、大規模災害の発生時における帰宅困難者一時滞在施設として役割を果たすため、平時から災害発生時を見据えた取組を進めます。
- 知の交流を図り、川崎発のイノベーション創出を目指す「かわさき科学技術サロン」は、研究者同士のネットワーク形成にも寄与していることから、多様な参加者を集めるため、関係団体への周知に加え、幅広い方々への情報発信等により、認知度向上を図ります。

交通の結節点である武蔵小杉駅に近接し、周辺に企業・研究開発機関等が集積するポテンシャルを活かした、川崎市コンベンションホールを拠点としたイノベーション交流の推進



成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
川崎市コンベンションホールの稼働率	—*	21% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和3(2021)年度)	60%以上 (令和7(2025)年度)

*平成30(2018)年4月供用開始

第5章 第3期実行プログラムの進行管理の考え方

1 総合計画における進行管理

「かわさき産業振興プラン」は、本市の「川崎市総合計画」（平成28(2016)年3月策定）における産業振興分野を担う「分野別計画」として、総合計画の産業振興分野の各事業・施策の進行管理を通じて、プランの進行管理を実施しています。

「第3期実行プログラム」についても、「川崎市総合計画 第3期実施計画」との整合を図り、新たな「成果指標」を追加・活用し、進行管理を実施していきます。

2 中小企業活性化条例の実施計画としての進行管理

本プランは、総合計画における産業振興分野の「分野別計画」という位置付けの他、平成28(2016)年4月に施行した中小企業活性化条例における中小企業活性化施策に関する「実施計画」としても位置づけられています。

条例で規定する中小企業活性化施策と第3期実行プログラムでの取組項目との対応を示す体系は次表のとおりです。

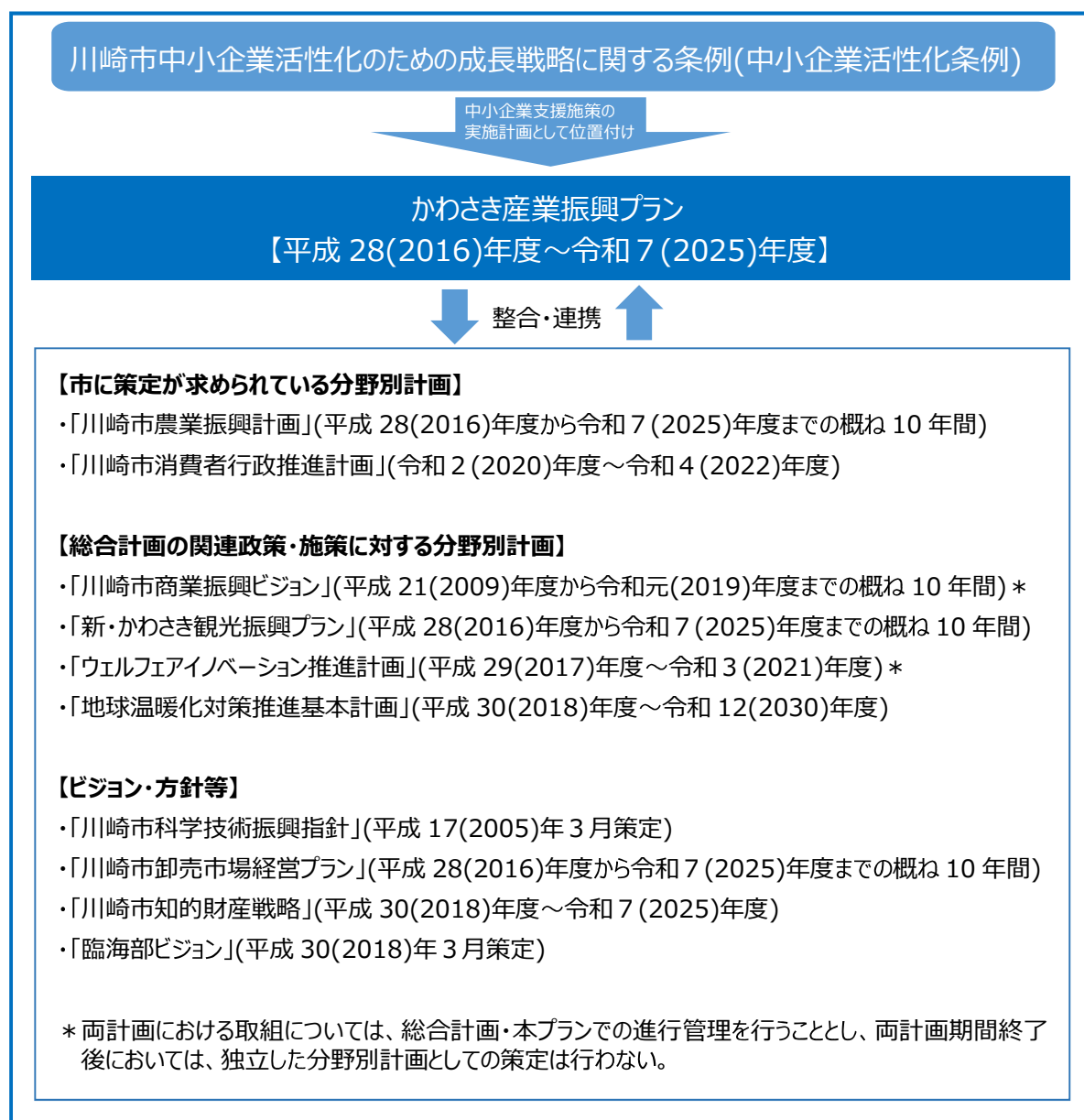
中小企業活性化条例に基づく 中小企業活性化施策	第3期実行プログラムでの取組項目
第12条 創業、経営の革新等の促進	○起業の促進 ○インキュベーション機能の充実 ○ソーシャルビジネスの振興 ○ライフイノベーションの推進 ○グリーンイノベーションの推進 ○ウェルフェアイノベーションの推進
第13条 連携の促進	○新分野への進出支援
第14条 研究及び開発の支援	○産業集積の促進・維持 ○中小企業の高度化・技術力強化 ○中小企業の事業承継・事業継続力の強化
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮	○中小企業の育成・経営力強化 ○中小企業が創出する付加価値の向上 ○中小企業の経営安定 ○中小企業の操業環境の保全 ○持続的な農業経営の推進と創造
第16条 地域の活性化の促進	○商業地域の形成 ○商業の振興 ○多面的な機能を有する農地の保全と活用 ○農業への理解促進 ○観光・集客型産業の振興 ○観光資源の魅力向上 ○MICE受入の推進
第17条 人材の確保及び育成	○求職者の特性に合わせた就業機会の提供 ○産業界との連携による人材の育成・確保 ○ものづくり都市を担う次世代人材の育成 ○新しい働き方に対応した働き方改革の推進 ○勤労者福祉の向上
第18条 海外市場の開拓等の促進	○市内中小企業への海外展開支援 ○外資系企業への本市関連情報の提供 ○環境技術の移転による環境産業の振興
第19条 受注機会の増大等	※個別の取組項目が該当するものではなく、本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等が該当

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策は、本市の附属機関である「川崎市産業振興協議会」の意見を聴いて検証するとともに、その検証結果を当該施策に適切に反映させるよう努める旨が条例の第22条に規定されています。

このため、平成28(2016)年度から、「川崎市産業振興協議会」の中に施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証意見を「川崎市産業振興協議会」に報告するとともに、施策への反映に向けた意見集約等を行っています。

「第3期実行プログラム」においても、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する各取組項目について、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行い、取組の実効性を高めていきます。

3 「かわさき産業振興プラン」と他の産業振興施策に関連する分野別計画等



1 第3期実行プログラム(令和4(2022)～令和7(2025)年度) 施策体系

政策	基本戦略	取組項目	事務事業※□は経済労働局以外の事業
政策1 起業・創業の 支援	市内産業を活性化す るベンチャー企業の 創出・育成・定着	起業の促進	起業化総合支援事業
		インキュベーション機能の充実	新産業創造支援事業
	様々な主体、手法に よる創業の促進	ソーシャルビジネスの振興	ソーシャルビジネス振興事業
政策2 成長産業の 育成振興	成長産業分野でのイ ノベーションの創出	ライフイノベーションの推 進	医工連携等推進事業
			国際戦略活性化推進事業[臨海部]
			ナノ医療イノベーション推進事業[臨海部]
		グリーンイノベーションの 推進	環境調和型産業振興事業
			グリーンイノベーション推進事業
			カーボンニュートラル産業推進事業[臨海部]
	成長産業の拠点形成 における連携の促進 とブランド力の向上	産業集積の促進・維持	グリーンイノベーション・国際環境施策推 進事業[環境局]
			ウエルフェアイノベーションの推進
		産業立地地区活性化推進事業	ウエルフェアイノベーション推進事業
			新川崎・創造のもり推進事業
	臨海部の活性化	臨海部ビジョンに基づく臨 海部の活性化の推進	戦略拠点形成推進事業[臨海部]
			臨海部大規模土地利用推進事業[臨海部]
			臨海部交通ネットワーク形成推進事業[臨海部]
			臨海部活性化推進事業[臨海部]
政策3 中小企業の活 性化	中小企業の競争力の 強化・生産性の向上	中小企業の育成・経営力強 化	川崎市産業振興財団運営支援事業
			中小企業経営支援事業
			産業振興協議会等推進事業
			建設業振興事業
			住宅相談事業
		中小企業の高度化・技術力強化	中小企業経営支援事業
	中小企業安定化・強 靱化	中小企業が創出する付加価 値の向上	生産性向上推進事業
		中小企業の経営安定	中小企業融資制度事業
			金融相談・指導事業
		中小企業の操業環境の保全	操業環境保全対策事業
	中小企業の成長促進	新分野への進出支援	中小企業経営支援事業
			知的財産戦略推進事業
			クリエイティブ産業活用促進事業

政策 4 市民生活を支える産業の振興	魅力と活力のある商業地域の形成	商店街の活性化・まちづくりとの連動	商店街活性化・まちづくり連動事業
		商業力の強化	商業力強化事業
	都市農業の活性化と都市農地の活用	多面的な機能を有する農地の保全と活用	農環境保全・活用事業
		持続的な農業経営の推進と創造	担い手育成・多様な連携事業
			農業経営支援・研究事業
			農業生産基盤維持・管理事業
			援農ボランティア育成・活用事業
		農業への理解促進	市民・「農」交流機会推進事業
			都市農業価値発信事業
	市民への安定的な食料品等の供給	安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新	卸売市場の管理運営事業
			卸売市場施設整備事業
			卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務
		適正な計量の確保	計量検査・管理指導事業
	市民の安全安心な消費生活の確保	消費者被害の救済	消費生活相談事業
		消費者教育の推進	消費者啓発育成事業
			消費者自立支援推進事業
政策 5 産業人材の確保と雇用への対応	産業構造の変化や多様な就業形態に応じた就業の支援	求職者の特性に合わせた就業機会の提供	雇用労働対策・就業支援事業
	多様な人材の育成・確保・活用	産業界との連携による人材の育成・確保	雇用労働対策・就業支援事業
			科学技術基盤の強化・連携事業
		ものづくり都市を担う次世代人材の育成	技能奨励事業
	誰もが働きやすい環境づくりの推進	新しい働き方に対応した働き方改革の推進	生産性向上推進事業
		勤労者福祉の向上	勤労者福祉対策事業
			勤労者福祉共済事業
			労働会館の管理運営事業
政策 6 経済の国際化への対応	市内企業の国際化支援	市内中小企業への海外展開支援	海外展開支援事業
		外資系企業への本市関連情報の提供	対内投資促進事業
	環境ビジネスの海外展開の支援	環境技術の移転による環境産業の振興	グリーンイノベーション推進事業
政策 7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大	川崎の特性を活かした観光の振興	観光・集客型産業の振興	観光振興事業
		観光資源の魅力向上	産業観光推進事業
			市制記念花火大会事業
			競輪場整備事業
			競輪等開催・運営事業
	川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進	MICE 受入の推進	科学技術基盤の強化・連携事業
			川崎市コンベンションホール管理運営事業

2 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

前文	川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。 また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。 このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。 そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。 一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。 国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。 さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。 これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。	規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。 (4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。 (5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。
	(基本理念)	
	第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。	
	(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。	
	(2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。	
	(3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。	
	各主体の責務・役割	(市の責務)
	第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。	
	2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。	
	3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。	
	(中小企業者の役割)	
	第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。	
	2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。	
	3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。	
	(中小企業に関する団体の役割)	
	第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。	
	2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。	
	3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。	
目的、定義、基本理念	(目的)	(大企業者の役割)
	第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。	第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	(定義)	2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。
	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(大学等の役割)
	(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。	第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。	(金融機関の役割)
	(3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に	第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

	(市民の役割)		(人材の確保及び育成)
	第 10 条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。		第 17 条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援 (2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供
計画	(産業の振興に関する計画)		(海外市場の開拓等の促進)
	第 11 条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標 (2) 中小企業の活性化に関する基本的施策 (3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項 2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。 3 第 1 項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。		第 18 条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。
中小企業活性化施策の 8 つの柱と施策における考慮	(創業、経営の革新等の促進)	調査研究、 施策検証、 公表、 財政措置	(受注機会の増大等)
	第 12 条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新(中小企業基本法第 2 条第 2 項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 創業しやすい環境の整備 (2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供 (3) 中小企業者の技術の向上に関する支援 (4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援		第 19 条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者(市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。 2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。 3 市は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。
	(連携の促進)		(施策における考慮)
	第 13 条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源(中小企業基本法第 2 条第 4 項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。		第 20 条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。
	(研究及び開発の支援)		(調査及び研究)
	第 14 条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。		第 21 条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
	(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)		(施策の検証等)
	第 15 条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 経営資源の確保に関する相談 (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者(中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。)の事情を考慮するものとする。		第 22 条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。
	(地域の活性化の促進)		(実施状況の公表)
	第 16 条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援 (2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進		第 23 条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
	(財政上の措置)		第 24 条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
		附 則	この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 第3期実行プログラム策定にあたっての「研究開発に関する調査」の概要

1 調査結果

(1) アンケート調査（民間企業が対象）				(2) データ比較調査			研究開発機関数 (機関数) 【①+②+③+④】
調査対象 (企業数)	回収数 (企業数)	研究開発「有」と 回答した企業数 (企業数)	市内立地の研究 開発機関数 (機関数) ①	追加で研究開発機関 として認定した民間 企業 (機関数) ②	公的機関 (機関数) ③	大学等 (機関数) ④	
1,117	456	221	247	288	18	9	562

2 調査の概要

(1) アンケート調査

- ・前回実施したアンケート調査（平成27年度実施）時の調査対象企業（約400者）を基に、インキュベーション施設や、殿町・新川崎地区等に新たに入居・立地する市内企業、研究開発に関する本市施策を活用した市内企業等を対象として1,117者を抽出し、研究開発に関するアンケート調査を実施
調査方法：調査依頼状を郵送し、Webまたは紙の調査票によるアンケート調査
調査対象：市内企業1,117者（民間企業）
調査期間：令和3（2021）年7月1日から8月10日まで
回答状況：有効回答456件（回答率40.8%）

(2) データ比較調査

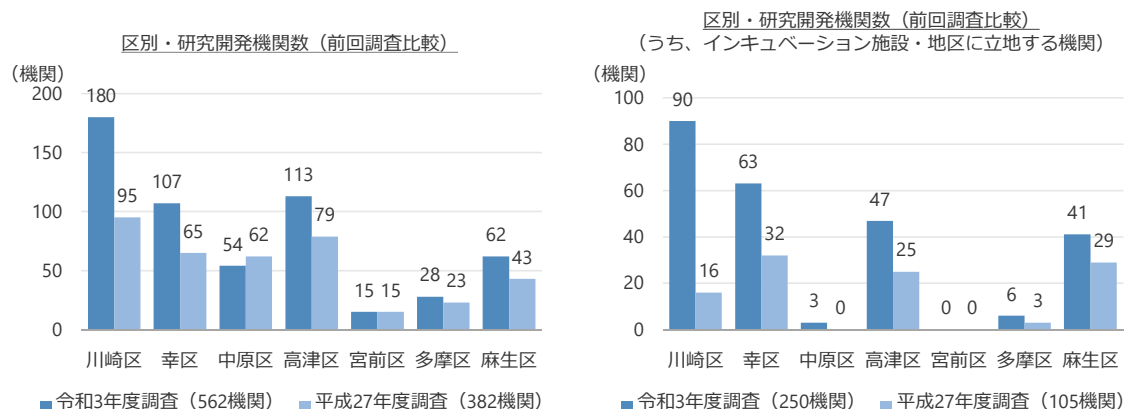
- ・アンケート調査未回答の民間企業の内、以下に該当する市内企業を研究開発機関として算定した。
 - ①インキュベーション施設・地区に入居・立地する企業
 - ②研究開発に関する本市施策を活用した企業
 - ③前回調査時に研究開発機関と認定された企業のうち、事業継続している企業
- ・公的機関、大学等は、前回調査の結果やホームページ等の情報を基に、研究開発機関数を算定した。

本調査における「研究開発業務」の定義

- ・自然科学などに関する研究開発の業務を指し、製品や試作品の開発、システム開発、基礎研究などの業務を含む。具体的には以下に該当する業務を指す。
 - ①事業所全体として、研究・開発を専門に行っている。
 - ②研究・開発を専門の研究部門で行っている。
 - ③専門の研究部門はないが、研究や開発を行う社員がいる。
 - ④研究・開発を委託により行っている。

3 研究開発機関数（562機関）に関する分析結果

- ・区別の研究開発機関数を前回調査と比較すると、中原区以外の各区において、令和3年度調査の研究開発機関数が平成27年度を上回る。
- ・インキュベーション施設・地区に入居・立地する機関（AIRBICやKSP、キングスカイフロント等に入居・立地する機関）に限定して比較すると、全ての区において令和3年度調査が平成27年度調査を上回り、特に川崎区の研究機関数が大きく増加している。



* 令和3年度調査では、住所無回答の3機関を含む。

4 アンケート調査の回答に関する分析

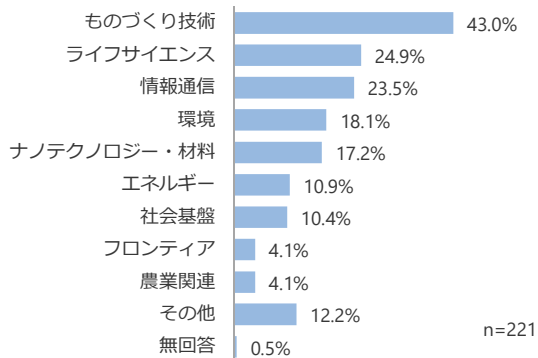
(回答数456者(内、研究開発「有」と回答した企業：221者 「無」と回答した企業：235者))

研究開発「有」と回答した企業の業種

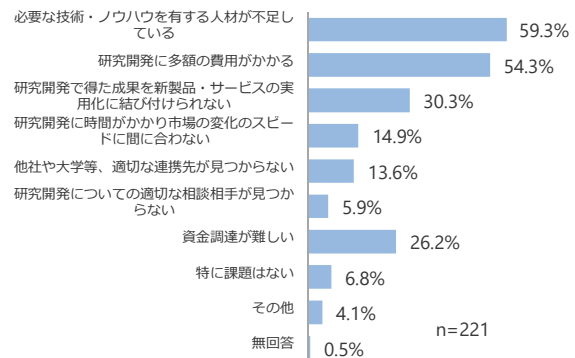
製造	学術研究	情報通信	卸売・小売	建設	その他	無回答	合計(者)
142	27	21	13	3	13	2	221

- ・研究開発の種類は、「ものづくり技術」が43%で最も多く、「ライフサイエンス」、「情報通信」が続く。
- ・研究開発を行っていくうえでの課題は、人材不足、資金関係、研究開発の実用化が上位に並ぶ。

行っている研究開発の種類(複数回答)

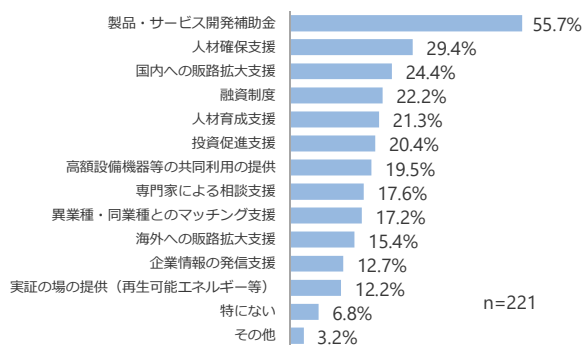


研究開発を行っていくうえでの課題(複数回答)

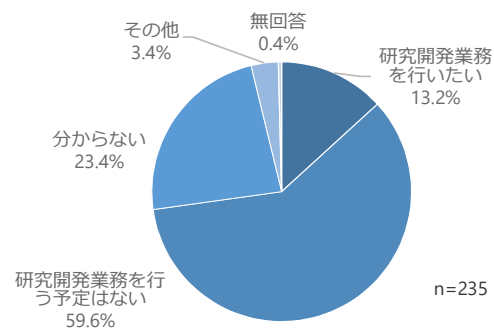


- ・研究開発を行う上で求める支援策は、資金(補助金・融資)、人材(確保・育成)、国内販路拡大が上位に並ぶ。
- ・研究開発「無」と回答した企業を対象とした質問で、今後の研究開発業務の取組については、「研究開発業務を行いたい」が約13%の一方、「研究開発業務を行う予定はない」は約60%となっている。

研究開発を行ううえで求める行政機関等の支援策(複数回答)

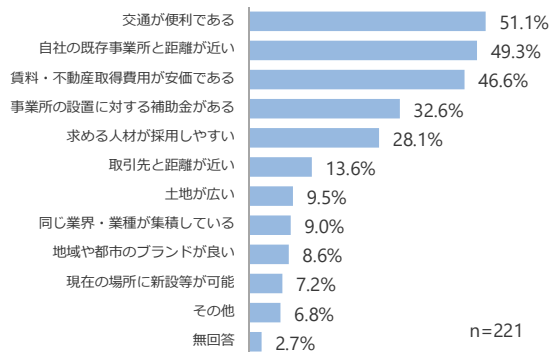


今後の研究開発業務の取組
(研究開発「無」と回答した企業を対象)

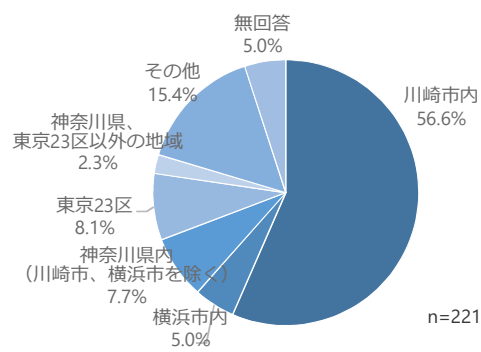


- ・立地場所の考慮するポイントは、「交通が便利である」、「自社の既存事業所と距離が近い」、「賃料・不動産取得費用が安価である」が上位に並ぶ。
- ・新たな事業所を設けたい場所は、「川崎市内」が約57%と最も多い。

別の事業所を設ける場合に、立地場所の考慮するポイント(複数回答)



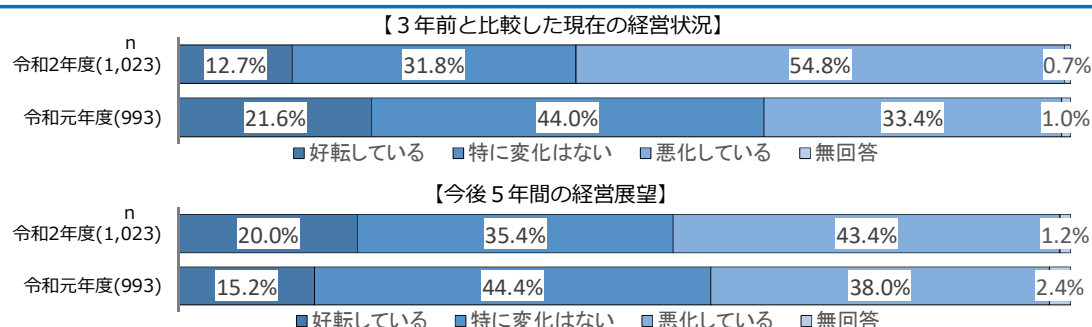
別の事業所を設ける場合に、新たな事業所を設けたい場所



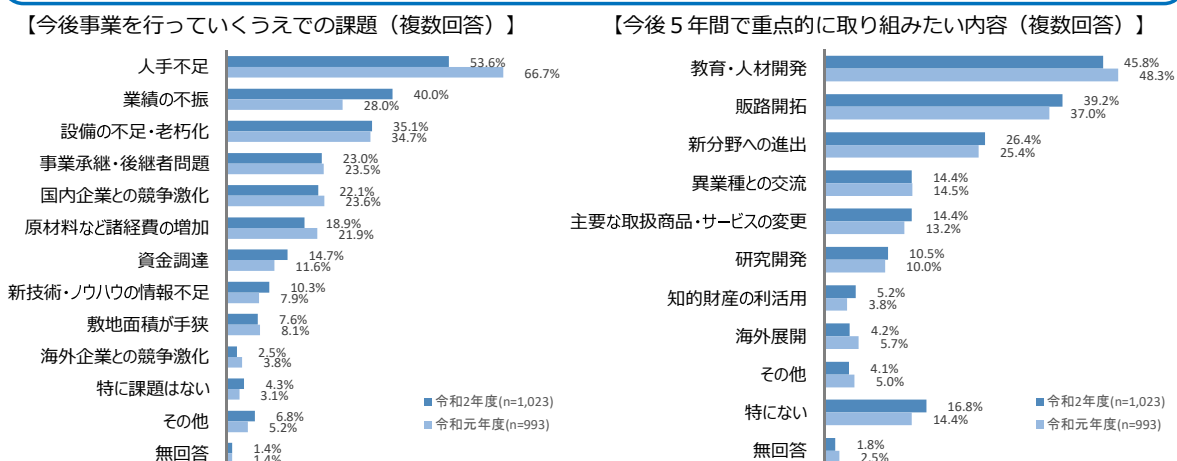
4 「令和2年度 市内事業所経営実態把握調査」の概要

- 「事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）」を基に全産業分野の市内全事業所（約47,000事業所）から無作為に3,500社を抽出し、経営状況や事業展望等を調査するアンケート調査を実施
- 調査方法：調査依頼状を郵送し、Webまたは紙の調査票によるアンケート調査
- 調査対象：市内の事業所3,500件（無作為抽出）
- 調査期間：令和2（2020）年11月13日から12月28日まで
- 回答状況：有効回答1,023件（回答率29.2%）

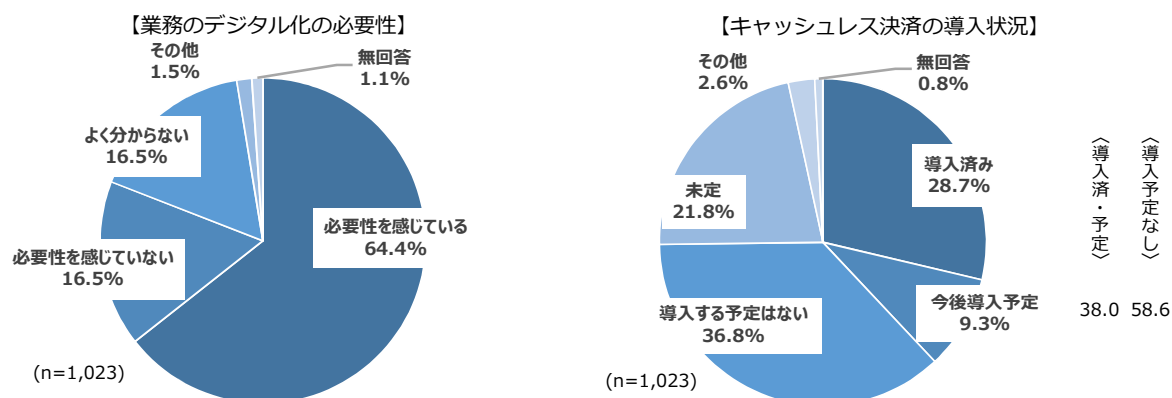
- ・3年前と比較した経営状況は、「好転」「特に変化なし」が減少した一方、「悪化」が増加した。
- ・今後5年間の経営展望は、「好転」「悪化」が共に増加した一方、「特に変化なし」が減少した。



- ・今後事業を行っていくうえでの課題は、「人手不足」が減少しているものの令和元年度に引き続き最も高く、一方で「業績の不振」が大きく増加している。
- ・今後5年間で重点的に取り組みたい内容は、令和元年度に引き続き「教育・人材開発」「販路開拓」が上位となっている。

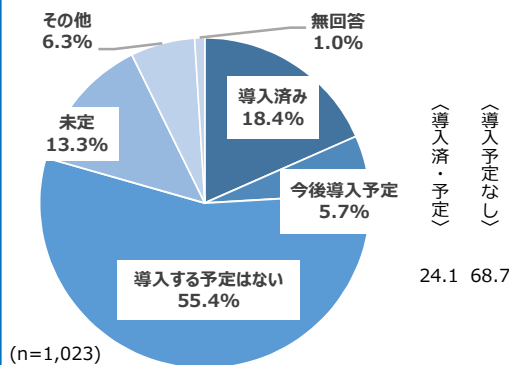


- ・業務のデジタル化の必要性は、「必要性を感じている」が約65%に対し、「必要性を感じていない」は16.5%となっている。
- ・キャッシュレス決済の導入状況は、〈導入済・予定〉が38%に対し、〈導入予定なし〉が約59%となっている。

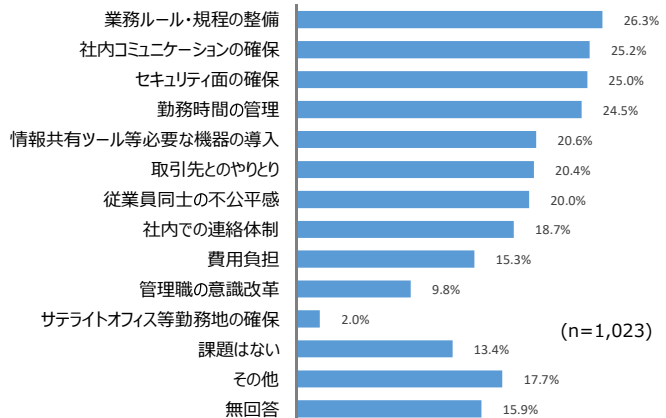


- ・テレワークの導入状況は、〈導入済・予定〉が約24%に対し、〈導入予定なし〉は約69%となっている。
- ・テレワークの導入にあたっての課題は、「業務ルール・規程の整備」が最も高く、「社内コミュニケーションの確保」「セキュリティ面の確保」が上位となっている。

【テレワークの導入状況】

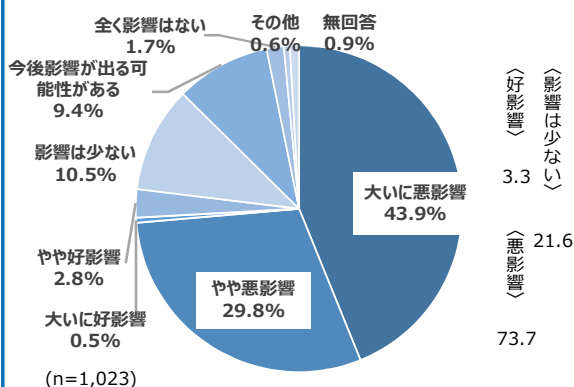


【テレワークの導入にあたっての課題（複数回答）】

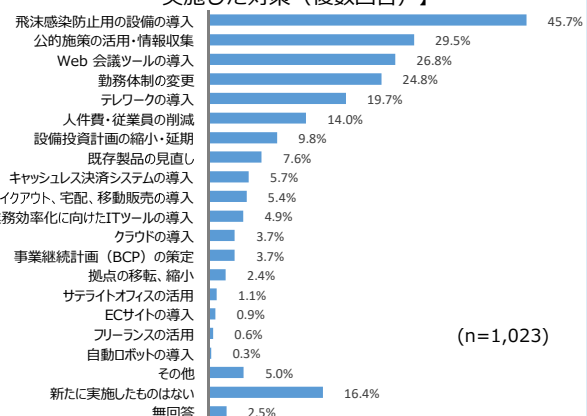


- ・新型コロナウイルス感染症による影響は、〈好影響〉約3%、〈影響は少ない〉が約22%に対し、〈悪影響〉が約74%となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って実施した対策は、「飛沫感染防止用の設備の導入」が最も高く、「公的施策の活用・情報収集」「Web会議ツールの導入」が上位となっている。

【新型コロナウイルス感染症による影響】

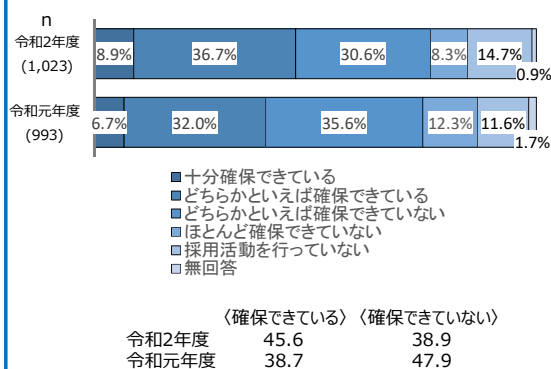


【新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って実施した対策（複数回答）】

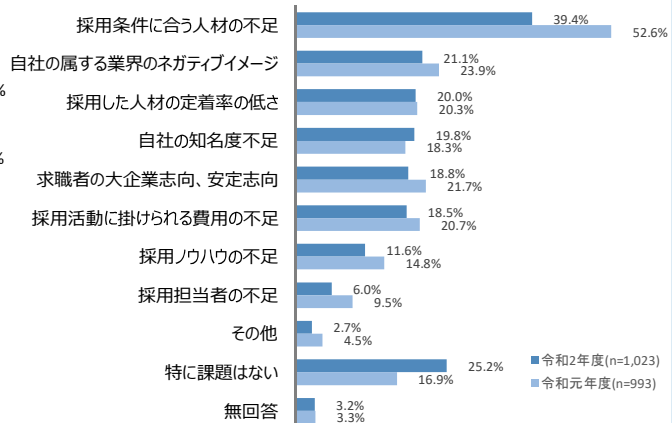


- ・人材確保（採用）状況は、〈確保できている〉が増加している一方、〈確保できていない〉が減少している。
- ・人材確保（採用）上の課題は、「採用条件に合う人材の不足」が10%以上減少しているものの令和元年度に引き続き最も高く、「自社の属する業界のネガティブイメージ」「採用した人材の定着率の低さ」が上位となっている。

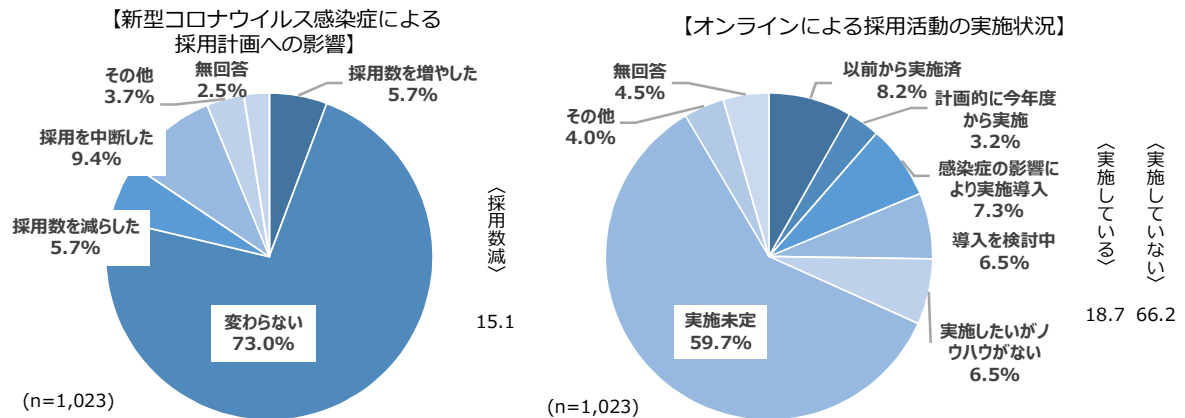
【人材確保（採用）状況】



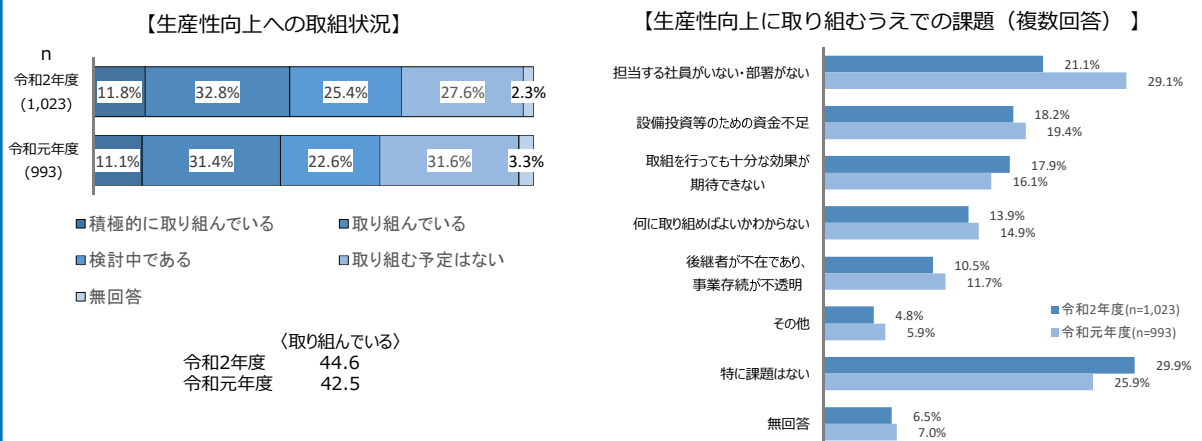
【人材確保（採用）上の課題（複数回答）】



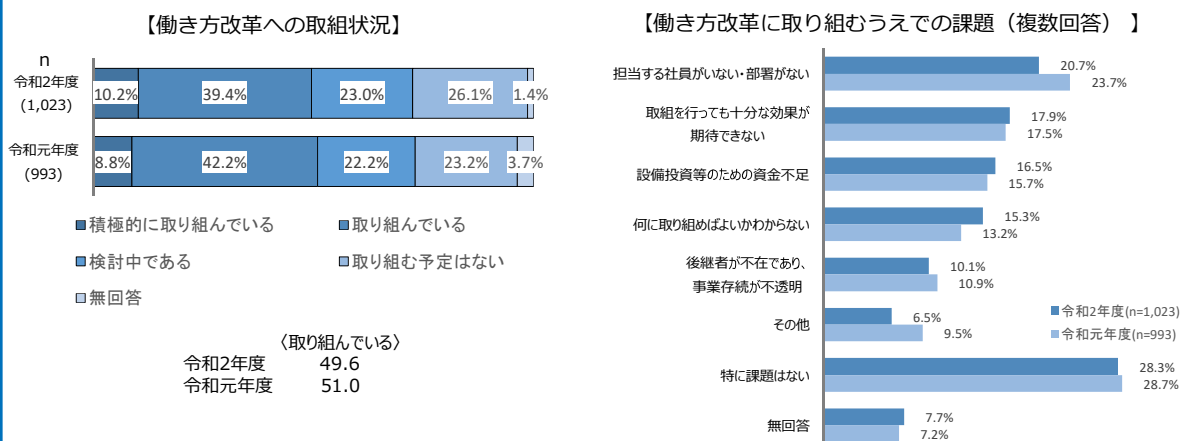
- ・新型コロナウイルス感染症による採用計画への影響は、「変わらない」が73%で最も高く、「採用数を増やした」が約6%、〈採用数減〉が約15%となっている。
- ・オンラインによる採用活動の実施状況は、〈実施している〉が約19%に対し、〈実施していない〉が約66%となっている。



- ・生産性向上への取組状況は、〈取り組んでいる〉が約45%であり、前回調査から約2%増加している。
- ・生産性向上に取り組むうえでの課題は、「担当する社員がいない・部署がない」「設備投資等のための資金不足」「取組を行っても十分な効果が期待できない」が上位である一方、「特に課題はない」が約30%で最も高い。

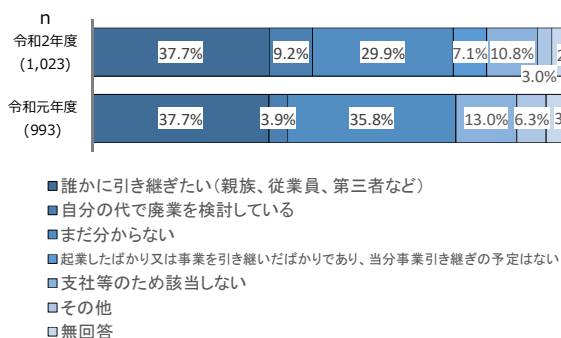


- ・働き方改革への取組状況は、〈取り組んでいる〉が約50%であり、前回調査から約1%減少している。
- ・働き方改革に取り組むうえでの課題は、「担当する社員がいない・部署がない」「取組を行っても十分な効果が期待できない」「設備投資等のための資金不足」が上位である一方、「特に課題はない」が約28%で最も高い。

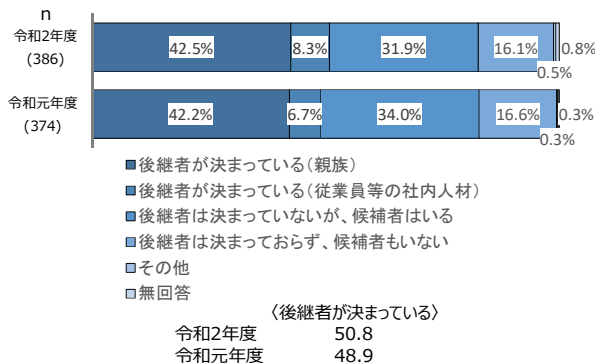


- ・自社の将来（事業承継）は、「誰かに引き継ぎたい（親族、従業員、第三者など）」が約38%で最も高く、「まだ分からない」が約30%で続くと共に、「自分の代で廃業を検討している」は約9%と前回調査から約5%増加している。
- ・後継者の状況は、〈後継者が決まっている〉が約51%であり、前回調査から約2%増加している。
- ・事業承継に取り組むうえでの課題は、「将来の経営に関する不安」が約6%減少したものの令和元年度に引き続き最も高く、「株式や資産に関する相続税・贈与税の負担」「借入金、債務保証の引継ぎ」が上位にある一方、「特に課題はない」が約23%となっている。

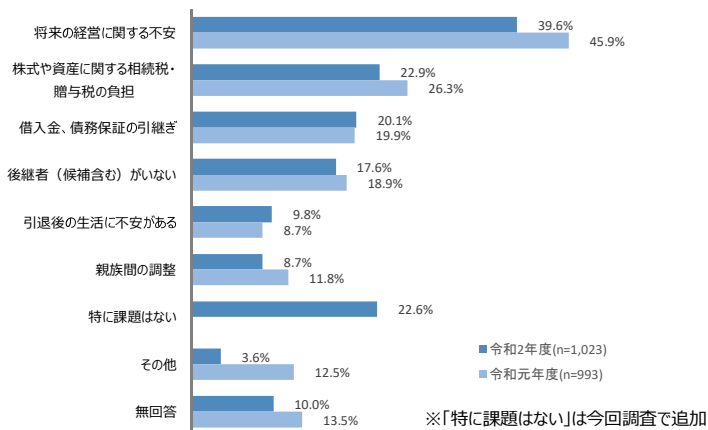
【自社の将来（事業承継）】



【後継者の状況】

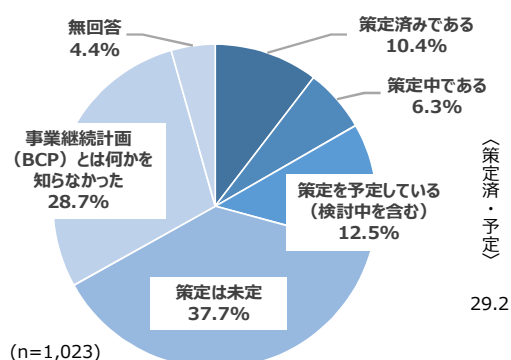


【事業承継に取り組むうえでの課題（複数回答）】

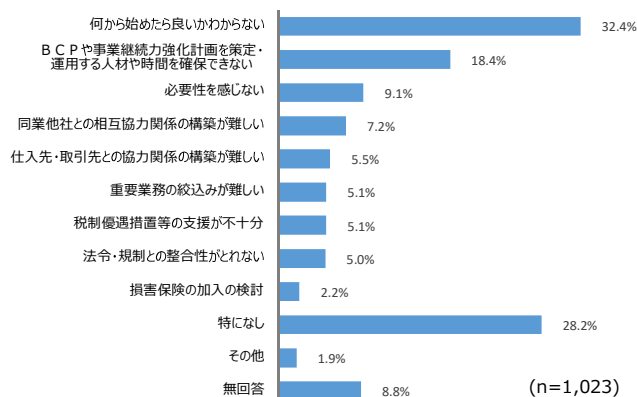


- ・事業継続計画（BCP）は、〈策定済・予定〉が約30%である一方、「策定は未定」が約38%、「事業継続計画（BCP）とは何かを知らなかった」が約29%となっている。
- ・事業継続力強化にあたっての問題点や課題は、「何から始めたら良いかわからない」が約32%で最も高い一方で、「特になし」も約28%と上位となっている。

【事業継続計画（BCP）の策定状況】



【事業継続力強化にあたっての問題点や課題（複数回答）】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム

令和4(2022)年3月発行

編集・発行 川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2

川崎フロンティアビル 10 階

電話 044-200-2332 FAX 044-200-3920

E-mail 28kikaku@city.kawasaki.jp
